

◆かすがい男女共同参画市民フォーラムを開催しました。

平成30年11月11日(日)レディヤンかすがいで第17回かすがい男女共同参画市民フォーラム「若年女性を取り巻く現状～SNSに潜む危険～」をテーマに、講演と高校生、大学生を交えたパネルディスカッションを開催し、約150名の方が来場されました。

開催内容

●講演 橘 ジュン氏(特定非営利活動法人BONDプロジェクト代表)

BONDプロジェクトの活動内容や実際に対応したケースなどをお話してくださいました。若年女性がアルバイト感覚でSNSで知り合った人に会い、被害にあうケースがあることや、家庭での居場所がない人がSNSに居場所を求め、受け入れてくれる人を探してしまうといった話がありました。

●パネルディスカッション

学生からは若年男性が相談できる場所はあるのか、友達から相談されるとアドバイスをしたいくなるが、どのように対応していけばいいのか。SNSとの付き合い方で批判的な意見に対して、自分はどういう気持ちで付き合っていけばいいのかなど、積極的な質問が出ました。



◆特集◆ 第3次春日井市DV対策基本計画を策定しました。

●相談窓口●

相談	曜日	時間	電話
D V 相談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～日曜日	9:00～12:00 13:00～17:00	☎0568-85-7867
女性の悩み相談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～金曜日	13:00～16:30	☎0568-85-7871
女性のための法律相談 (面接相談のみ、予約制)	土曜日(第1～4)	10:00～12:00	☎0568-85-4401 予約受付 (9:00～17:00)

※相談員はすべて女性です。

面接相談時に託児を実施しています。(予約制)

面接相談中、無料でお子さんをお預かりします。お子さんのいる方も、安心してご相談ください。ご希望の方は、相談日の1週間前までにお申し込みください。

●春日井市オンラインDVほっと相談(メール相談) <http://www.soudan-kasugai.jp/>

24時間受付
返信は火～日曜日 8:30～17:15



携帯電話からのご利用は、こちらからどうぞ。



●その他の相談窓口

- 愛知県女性相談センター(女性悩みごと電話相談) ☎052-962-2527
月～金曜日 9:00～21:00、土・日曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始は休み)
- 愛知県男性DV被害者ホットライン ☎080-1555-3055
毎週土曜日 13:00～16:00(第5土曜日、祝日、年末年始は休み)

空調設備、発電設備の事、全てに
心からの感謝を込めて
松本テクノ株式会社
〒463-0038 名古屋守山区原境町917番地
TEL052-777-2411(代) FAX052-777-8211

あなたの「想像」を
「創造」します。
TEL(0568)81-3183(代)
FAX(0568)81-8822
E-mail: info@kasugainatsu.com
春日井印刷

かすがい市男女共同参画情報紙『はるか』vol.45 2019年4月発行
企画・編集・発行 春日井市市民生活部男女共同参画課 〒486-0844 春日井市鳥居松町2-247
TEL: 0568-85-4401 FAX: 0568-85-7890 Eメール: danjo@city.kasugai.lg.jp

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

計画策定の趣旨

DV*は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。本市では2009年(平成21年)3月に「春日井市DV対策基本計画」を、2014年(平成26年)3月には「春日井市DV対策基本計画(第2次)」を策定し、DV防止に関する施策及び被害者支援に取り組んできました。

第2次の策定から5年が経過することから、これまでの取組み状況や社会情勢の変化等を踏まえ、施策の一層の充実を図り、DVのない社会の実現に向けて「第3次春日井市DV対策基本計画」を策定しました。

【基本理念】

人権が尊重されるDVのない社会の実現

【重点項目】

- ◆若年層に向けた啓発活動の実施や被害者支援の入口となる相談窓口の周知など
広報啓発活動の強化
- ◆関係機関等との連携強化や子どもを含めた**被害者支援の充実**

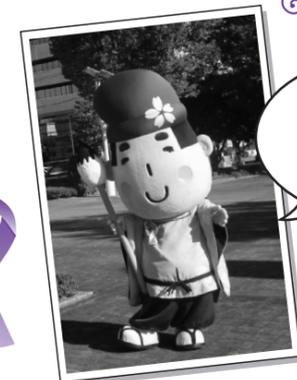
※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力などさまざまな形態があります。

女性に対する暴力をなくす運動

国では、11月12日から11月25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。春日井市でも運動期間に合わせて、市内公共施設でパネル展示や啓発コーナーを設置して、啓発を行いました。

パープルリボンは、女性に対する暴力の根絶を呼びかける運動のシンボルです。



ぼくもパープルリボンをつけて、啓発したよ。

書のまち春日井「道風くん」

第3次春日井市DV対策基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画です。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とは…
配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

- 施策 1 市民への広報・啓発の充実
- 2 若年層への教育・啓発の充実

DVに関する正しい理解と認識を得られるよう、広報、ホームページ、男女共同参画情報紙「はるか」などで啓発を行うとともに、啓発強化期間を設け、あらゆる暴力をなくすための運動を行います。

若年層に向けた啓発事業を強化し、DVセミナーの開催や、デートDV防止パンフレットの配布を行います。また、SNSなどの急速な普及により、若年層がストーカー被害や、性暴力被害にあうなど暴力の形態が多様化している現状を踏まえ、危険性への理解を促し、相談窓口の情報提供を行います。



デートDV防止パンフレット

4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間です。

内閣府のホームページでは、AV出演強要・「JKビジネス」等に関する情報が掲載されています。

「その契約、大丈夫?」
~知っていますか? AV出演強要問題~
「そのアルバイト、大丈夫?」
~知っていますか? JKビジネス問題~



基本目標2 相談体制の充実

- 施策 1 相談窓口の情報提供
- 2 安心して相談できる体制づくり
- 3 相談担当者の資質向上
- 4 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実



相談窓口の情報を掲載した啓発カードやパンフレット等の配布場所を拡大し、被害が深刻になる前に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。また、外国人に相談窓口の情報を提供するため、外国語版啓発資料を作成し、配布します。

被害者の抱えている問題は、複雑・多様化しています。被害者の意思を尊重しつつ置かれている状況を見極め、的確な支援が行えるよう相談担当者の資質向上を図ります。

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

- 施策 1 被害者情報の保護
- 2 保護体制の充実

被害者及び同伴家族の個人情報の保護を徹底し、情報漏えいすることがないように、適切に管理します。また、被害者及び同伴する家族などの安全確保のため、警察等の関係機関と連携します。

基本目標4 被害者の自立支援の充実

- 施策 1 生活再建への支援
- 2 心の回復への支援
- 3 子どもへの支援
- 4 高齢者、障がい者、外国人への支援

被害者が自立して生活するにあたり、住宅を始めとする生活再建に関する情報提供や助言を行います。また、円滑に手続きが進むよう必要に応じて同行支援を行うなど、被害者の負担軽減に努めます。

DVがある家庭に育った子どもは、DVを目撃したり、親から放置されたり、自らも親から暴力を受けることなどにより、さまざまな影響を受けています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において、子どもに著しい心理的外傷を与えることも児童虐待に当たるとしています。子どももDVの被害者であるという視点に立ち、子どもに焦点を当てた支援を行うため、児童相談センターやスクールカウンセラー等と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。



基本目標5 関係機関等との連携強化

- 施策 1 職員等に対する研修の充実
- 2 庁内の連携体制の強化
- 3 関係機関・民間団体等との協力・連携



職員や教職員に対し、DVやDV被害者についての理解を深めるための研修や、窓口等における二次被害^{*}を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。

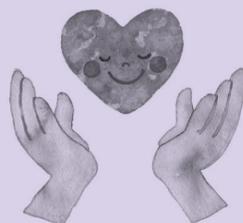
複雑・多様化している被害者の状況に対応するため、関係各課で情報を共有し、組織的な対応ができるよう、ケース会議^{*}を開催し、一層の連携を図ります。

^{*}二次被害とは…… 支援者からの心ない言動によって、さらに被害者が傷ついてしまうこと。
^{*}ケース会議とは…… ケースについて関係各課・関係機関がそれぞれ異なる視点で見ることで、より深い分析を行い、今後の対応方針を検討する会議。

無戸籍者の解消のための相談窓口

市民課と法務局では、日本国民であるにもかかわらず、「DV等のさまざまな事情があってお子さんの出生届を出していない」など、戸籍に記載されていない方について、戸籍に記載されるための手続きを案内しています。どのような手続きをとることが最善なのか、事情をお伺いして、一緒に考えます。(相談無料、秘密厳守)

春日井市 市民課 ☎0568-85-6137
名古屋法務局 春日井支局 ☎0568-81-3210



DVに悩む女性のための『サポートグループ』

DVを受けるのは私に原因があるのだろうか。他の人はどのように過ごしているのだろうか。そんな不安や悩みを抱えてはいませんか。サポートグループは、DV(身体的・精神的・性的・経済的暴力)の体験や悩みを持つ女性が、同じ立場の人たちと語り合い、傷ついた心や不安な気持ちをやわらげることを目的とした場所です。

【日時】 4月3日(水)・5月8日(水)・6月5日(水)
7月3日(水)・8月7日(水)・9月4日(水)
いずれも 午前10時~正午

【問い合わせ先】 ☎0568-85-7867

秘密厳守・参加費無料
匿名参加OK・途中参加でもOK